

届出の対象となる「誘導施設」

■ 公共公益 機能

都市機能		誘導施設	本町における対象施設
公共公益	行政	相談窓口機能がある施設	町役場
		暮らしの安全を守る施設	交番
		健康増進に向けた相談窓口、健康増進活動を支える施設	保健センター

■ 医療・福祉 機能

都市機能		誘導施設	本町における対象施設
医療・福祉	医療	日常的な診療を受けることができる施設	診療所(※1)
	介護福祉	介護・保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する施設	地域包括支援センター
		高齢者の相談窓口、交流機能等がある施設	老人福祉センター
		町民福祉の向上及び福祉活動の推進を図る施設	福祉町民センター
		地域福祉の推進を図る施設	社会福祉協議会

※1の定義	● 医療法第1条の5第2項に規定する施設
-------	----------------------

■ 子育て支援 機能

都市機能		誘導施設	本町における対象施設
子育て支援	子育て	子育て世代の相談窓口機能がある施設	子育て世代包括支援センター
		子育て環境の向上を図る施設	保育所(町立)
	教育	教育の振興や広域的に人を呼び込みまちの賑わいを生み出すことが期待される教育施設	高等学校、大学、専門学校等(※2)

※2の定義	● 学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校
-------	---

■ 生活サービス 機能

都市機能		誘導施設	本町における対象施設
生活サービス	商業	食料品や日用品等を取扱う施設のうち、店舗面積が500㎡以上の商業施設	食料品や日用品等を取扱う施設のうち、店舗面積が500㎡以上の施設(食品スーパー、ドラッグストア等)(※3)
	金融	相談窓口がある金融施設	銀行等(※4)

※3の定義	● 「店舗面積」について 大規模小売店舗立地法第2条第1項に規定する店舗の用に供される床面積。 ● 「食料品や日用品を取扱う施設」について 「日本標準産業分類(平成25年10月改定)」のうち、以下の番号のいずれかに分類される商業施設。 561 百貨店、総合スーパー、569 その他の各種商品小売業、581 各種食料品小売業、582 野菜・果実小売業、583 食肉小売業、584 鮮魚小売業、585 酒小売業、586 菓子・パン小売業、589 その他の飲食料品小売業、603 医薬品・化粧品小売業
※4の定義	● 銀行法第2条に規定する銀行 ● 信用金庫法に規定する信用金庫事業を行う施設 ● 中小企業等協同組合法第9条の8に基づく信用協同組合 ● 農水産業協同組合貯金保険法第2条第4項第1号に規定する信用事業を行う施設 ● 日本郵便株式会社法第2条第4項に規定する郵便局